

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条に基づく独立行政法人農業者年金基金が定める電磁的記録の開示方法について

(平成15年10月1日制定)

改正 平成17年12月27日

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第41号）第9条第3項の例により、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）における電磁的記録の開示方法について次のとおり定める。

- 1 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - (1) 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - (2) 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付
- 2 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - (1) 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付
- 3 電磁的記録（1、2又は4に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、基金がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - (1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - (2) 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - (3) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（(4)に掲げる方法に該当するものを除く。）
 - (4) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - (5) 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
- 4 電磁的記録（3の(5)に掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって基金が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - (1) 3の(1)から(3)までに掲げる方法
 - (2) 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。）に複写したものの交付
 - (3) 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。）に複写したものの交付
 - (4) 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。）に複写したものの交付

(5) 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格 X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。）に複写したものの交付